

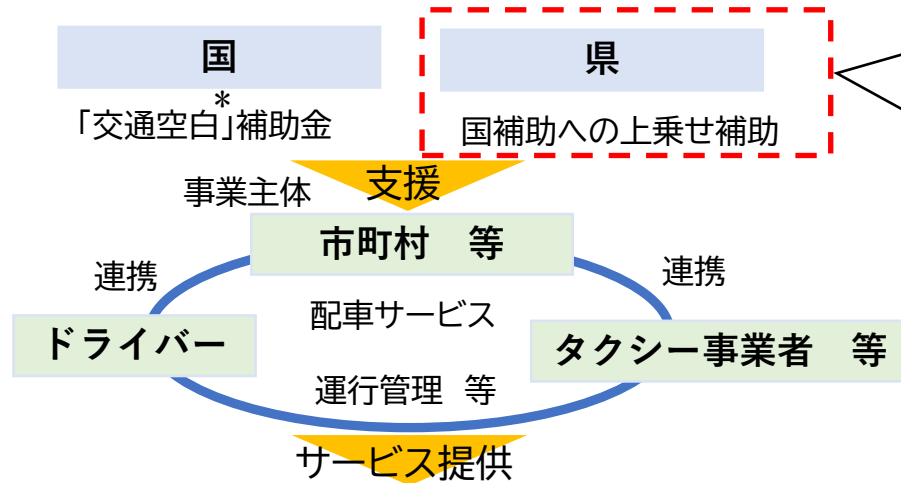
## 公共ライドシェアとは

- バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合、**市町村やNPO法人などが、自家用車を活用して提供する有償の旅客運送**のこと。(道路運送法第78条第2項)
- 対象は**地域住民、観光旅客その他の来訪者**を想定(交通空白地有償運送)

地域の足・観光の足の確保に向けて、既存の地域資源(運転手、自家用車等)の有効活用に向けた**市町村が実施する公共ライドシェアの取り組みを支援**

## 山梨県公共ライドシェア実証事業費補助金について

### 【公共ライドシェア事業/補助イメージ】



### 【県補助の要件】

- ✓ 市町村ないし市町村等により構成される協議会が事業主体であること
- ✓ ドア・ツー・ドア方式であること(一部地域での実施含む)
- ✓ 「交通空白」補助金の採択及び交付決定を受けた事業であること

### 【補助額等】

補助率:実証事業に要する経費のうち、市町村等が負担する分の1/2

※ 全体の1/6(別に国4/6)

限度額:1団体当たり500万円

※ 事業者協力型若しくは車両(自動車)を購入する場合は700万円

### 県内の公共ライドシェア<sup>\*</sup>実証事業(秋頃の実証開始に向け調整中)

- 北杜市(小淵沢エリア)
- 市川三郷町(三珠エリア等)
- 富士川町(町内等)

} 県補助金も活用想定

\*R8.4.28に「交通空白」補助金に採択されたもの

\* 国土交通省の『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト』の『交通空白』解消タイプの補助金

